

以下の作業を行う団体等を募集します。

【雄物川下流（新屋地区三角沼）除草作業】

次のとおり募集します。

令和 4年 6月 7日

分任支出負担行為担当官
東北地方整備局
秋田河川国道事務所長 木越 養一

1. 募集の概要等

(1) 募集の目的

河川法第99条の趣旨に鑑み、秋田河川国道事務所が管理する雄物川水系雄物川下流直轄区間（秋田市新屋船場町地内）において、河川管理のため、除草作業を行うものである。

(2) 履行場所等

秋田河川国道事務所管内雄物川水系雄物川下流（秋田市新屋船場町地内）における作業で、2. の参加資格要件を満たし、かつ、最低価格で応札した者と、契約締結するものとする。

(3) 作業内容

別添仕様書による

(4) 履行期間 契約締結の日の翌日 ～ 令和 4年10月31日

(5) 本作業を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料（別紙）をもって審査し、入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格者と請負契約する。

2. 参加資格要件

以下の要件を満たすものとする。

- (1) 河川法施行規則第37条に規定する河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人であり、かつ、当該業務内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。
- (2) 競争参加資格 令和4・5・6年度競争参加資格「役務の提供等」のD等級を有していること。
- (3) 当該河川において、過去5カ年度以内に同種・類似業務（活動）の実績があること。
 - ・同種業務（活動）：堤防除草作業
 - ・類似業務（活動）：河川敷における除草、清掃作業等
- (4) 河川協力団体においては、河川協力団体指定証における「業務を行う河川の区間」が、本作業の履行場所を包含すること。
- (5) 本募集に関する説明書及び仕様書等の交付を受けた者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (8) 東北地方整備局から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。

3. 本契約に関する手続等

(1) 契約に関する担当部局

〒010-0951 秋田県秋田市山王1丁目10-29
東北地方整備局 秋田河川国道事務所 経理課
電話018-864-2283 FAX018-864-2297

(2) 説明書及び仕様書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和4年6月7日(火)から令和4年6月27日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。
(ただし、令和4年6月27日は14時00分まで)
- ② 交付場所 : 3(1). 契約に関する担当部による。
- ③ 交付方法 : 手渡し又は郵送等により交付する。
なお、郵送等による場合の費用は希望者の負担とする。

(3) 参加資格要件を有することを証明する資料

- ① 提出期間 : 令和4年6月7日(火)から令和4年6月28日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。
(ただし、令和4年6月28日は14時00分まで)
- ② 提出場所 : 3(1). 契約に関する担当部局による。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

(4) 業務内容に関する担当部局

〒010-0951 秋田県秋田市山王1丁目10-29
東北地方整備局 秋田河川国道事務所 河川管理課
電話018-864-2290 FAX018-864-5329

4 その他

- (1) 手続きにおいては使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成：要
- (3) 支払い：完了精算払いとする。
- (4) 入札心得：経理課に掲示
なお、入札心得を熟読のこと。
- (5) 入札方法：入札書には、消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。
- (6) 契約保証金：免除